

学校法人東京医科大学内部通報に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人東京医科大学（以下「本学」という。）の職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンスの強化に資することを目的とする。

(職員等の定義)

第2条 この規程で「職員等」とは次の各号の者をいう。

- (1) 職員
- (2) 嘱託職員
- (3) 臨時職員等期間を定めて雇用される者
- (4) 派遣労働者
- (5) 学生
- (6) 本学の取引業者
- (7) 過去に前各号に掲げる身分又は関係にあった者

第2章 通報処理体制

(通報・相談の窓口及び利用方法)

第3条 職員等からの通報・相談を受ける窓口は、本学の内部監査室及び外部機関とし、その名称及び利用方法は掲示その他の方法で周知する。

(通報等の取扱い)

第4条 通報は、原則として顕名によるものとし、匿名による通報があった場合には、通報の内容に応じて、顕名による通報に準じた取扱いをするものとし、通報者の氏名等を調査しないものとする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は、事務局長が指定する者が行う。

2 事務局長は、調査する内容によって、弁護士及び関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

3 調査の結果、重要事項と判断された場合は、別に定める内部監査委員会において、調査・検討し審議する。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、その状況を文書で理事長に報告し、理事長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(学内処分)

第8条 調査の結果、第2条第1項第1号から第3号にかかげる者の不正行為が明らかになった場合は、理事長は、当該行為に関与した者に対し就業規則に従って、処分を課することができる。

2 調査の結果、学生の不正行為が明らかになった場合は、当該学生が在籍する学校の長は、学則に従って、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 理事長は、職員等が通報又は相談したことを理由として、当該職員等に対して解雇その他いかなる不利益扱いも行ってはならない。

2 理事長は、職員等が通報又は相談したことを理由として、当該職員等の職場等の環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、当該職員等に対して不利益扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合は、就業規則に従って、処分を課することができる。

3 前項において嫌がらせ等を行った者が学生の場合は、当該学生が在籍する学校の長は、学則に従って、処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第10条 理事長及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第11条 理事長は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)及び調査協力者のプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なくその概要を通知しなければならない。

(不正な目的)

第12条 職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他不正な目的の通報を行ってはならない。そのような通報を行った者に対し、理事長は、就業規則に従って、処分を課することができる。

2 不正な目的の通報を行った者が学生の場合は、当該学生が在籍する学校の長は学則に従って、処分を課することができる。

第4章 雑則

(責任者)

第13条 この規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (平成23年8月1日 東医大発第413号)

この規程は、平成23年8月1日より施行する。(第1条の改正及び第4条の新設、以下1条ずつ繰り下げる)